

## 「光市地域経済活性化商品券」の取扱い及び換金手続きのご案内

光商工会議所

この度は、光市が地域における消費喚起と地域経済の活性化を図ることを目的として、市民全員に一人あたり5千円分の市内店舗等で使用できる「地域経済活性化商品券」（以下、「商品券」という。）を発行する「光市地域経済活性化商品券発行事業」にご参画いただきありがとうございます。

事業開始に先立ち、商品券の取扱いと換金手続きをご連絡いたします。

### 記

- 1 商品券の取扱期間（市民が商品券を使用できる期間）  
令和2年12月1日（火）～令和3年2月28日（日）
- 2 商品券について
  - ・商品券の額面は千円です
  - ・商品券の券種は、共通券・専用券となります

貴店は、共通券のみ使用可能です



#### 《留意事項》

- ・つり銭は支払わないものとします
  - ・プリペイドカードなど、換金性の高い商品に商品券は使用できません
  - ・払い戻し（返品・返金）には応じないこととします
  - ・流通量は極めて少ないですが、市では点訳した商品券を発行しています
- 3 ポスター掲示について
    - ・同封するポスターを、店頭など貴店の目立つ場所に必ず掲示して下さい
  - 4 お客様との取引きでお願いしたいこと
    - ・同封する見本券と照合し、所定の商品券と相違ないことの確認
    - ・提示された商品券がコピーや偽造券の場合は、受け取らないでください  
また、こうした事案の発生について、光商工会議所までご連絡ください

裏面に続く

## 5 換金手続きについて

- ・受領した商品券の裏面に、貴店（社）の取扱店印を押印して下さい
- ・換金請求は、光商工会議所で受付します
- ・同封の換金請求書で手続きください  
（換金手数料は無料＝市が全額負担します）
  
- ・換金請求の受付期間  
令和2年12月7日（月）～令和3年3月12日（金）  
平日 午前9時～午後2時  
※年末年始（12月29日～1月3日）は受付しません
  
- ・換金請求から振込までの所要日数について  
毎週金曜日を締め日とし、締め日より8営業日以内に着金となります  
上記をご認識の上、換金請求続きを願います

### <お願い事項>

- ①ご来所される前日までに、ご来所予定日時・換金請求枚数をTELにてご一報いただくと幸いです。
- ②あらかじめ、商品券を100枚ずつ束ねてご持参ください。
- ③訂正が発生したときのため、印鑑のご持参をお勧めします。

皆様方のご協力をお願いいたします。

### <本件についての問合せ>

#### ■事業受託機関

光商工会議所

光市島田四丁目14番15号

TEL:0833-71-0650 担当：和田

※お問合せ時間 平日 午前9時から午後5時